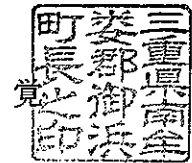


御浜町告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内において字の区域の変更をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成29年2月6日
御浜町長 大畑



- 1 南牟婁郡御浜町大字川瀬字露口に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字川瀬字長畑162の5の一部、162の6の一部、165の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
- 2 南牟婁郡御浜町大字川瀬字羽山に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字川瀬字南の前346の1、347の1の一部、348の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
- 3 南牟婁郡御浜町大字阪本字亀嶋に編入する区域
南牟婁郡御浜町大字阪本字大和作177の1の一部、178の1の一部